

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

～75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方～

### ●被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日が有効期限です。7月下旬に新しい被保険者証を発送しますので、8月1日からは新しい被保険者証を使用してください。



### ●減額認定証の更新と限度額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。過去に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがあり、令和元年度非課税世帯の方については、被保険者証に同封してお送りします。

また、所得区分が現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。該当する方は、いきいき高齢課または、田沼・葛生の各行政センターで申請してください。

※国民健康保険で該当になっていた方でも、新たに手続きが必要となります

### ●保険料の通知書を発送します

令和元年度の保険料通知書を発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書払または口座振替払（普通徴収）の方には7月12日の発送、年金天引き（特別徴収）の方には8月1日の発送になります。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

### ●令和元年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額（賦課限度額62万円）＝

均等割額（43,200円）＋所得割額（※賦課のもととなる所得金額×8.54％）

※賦課のもととなる所得金額：総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

#### 【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、均等割額が軽減されます。

#### 【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

制度加入時から2年間、均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

なお、【均等割額の軽減】の8.5割、8割軽減に該当する場合はそちらが優先されます。

### ●健康診査、歯科健康診査について

対象の方には、5月末に受診券を郵送しています。年に1回、無料で受診できますのでこの機会にぜひご利用ください。



#### ■問合せ＝後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算・健康診査について

いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021

後期高齢者医療保険料の口座振替・納付について

介護保険課保険料係 ☎(20)3022

「網防除プロジェクト」の  
**栃木消毒**

害虫駆除ならお任せ 技術(技)に自信あり!  
まずは見積もりから 安心プライスで施行致します。

ネズミ・ゴキブリ・シロアリ・ダニ・ハチ・コウモリ等害虫のことなら  
何でもご相談ください  
※害虫を予防する「環境」についてのご相談も承ります

**害虫駆除なら 栃木消毒 検索**

☎0282-62-5679 ☎090-1816-2266

市役所1階のATMを  
ご利用ください。

(平日)  
8:45  
～  
18:00

比べて納得!!ろうきんの  
**カードローン《マイプラン》**  
詳しくは下記まで。

HPで  
仮審査  
申込み  
受付中

**中央労働金庫佐野支店**

【HP】<http://chuo.rokin.com/>  
お問合せは 佐野市高萩町1213-1  
Tel.0283-24-8185

## 国民健康保険（国保）ご加入の皆さんへのお知らせ

### ●国民健康保険税（国保税）の課税限度額の改正について

保険税は、地方税法施行令などにより、法定限度額が定められています。市では令和元年度より、法定限度額基準に合わせて、課税限度額を医療分について58万円から61万円へ改正しました。

### ●令和元年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月12日（金）に発送します

第1期の納期限は7月31日（水）です。保険税を特別な事情もなく滞納すると、被保険者証から資格証明書などへの切替えや、保険給付が一時差止めとなる場合があります。納期限内の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

（保険税の軽減）世帯の所得が一定の金額以下の場合に、税の軽減措置があります。収入の無い場合でも世帯主と加入者全員の方は、必ず申告をお願いします。

（納税は口座振替がおすすめです）納め忘れや二重納付を防ぐことができ便利で確実です。納税通知書に同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出、または一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

### ●医療費が高額になる場合は、事前に認定証の申請をしてください

限度額適用認定証を医療機関で提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定額までとなるほか、入院中の食事代が減額となる場合があります。現在交付されている認定証の有効期限は7月末日です。8月以降も必要な方は7月18日から更新の手続きができます。

※保険税を滞納していない世帯の方が対象です

被保険者証、印かん、世帯主および適用対象者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードまたは通知カード）、窓口に来る方の本人確認書類をお持ちのうえ、医療保険課（2階）、田沼・葛生の各行政センターで手続きしてください。※75歳になり後期高齢者医療保険に加入された方は、いきいき高齢課で改めて認定証の申請が必要になります

### ●新しい保険証を送付します

7月中に新しい保険証（うぐいす色）を郵送しますので、8月1日からお使いください。70歳～74歳の方の保険証は高齢受給者証と一体型になっており、一部負担割合（医療機関の窓口負担割合）が記載されます。保険証の窓口交付をご希望の方には、医療保険課、田沼・葛生の各行政センターで直接お渡しします。7月12日（金）までに医療保険課へ電話で申し込み、7月17日（水）～31日（水）の開庁時間中に、認印（シャチハタ不可）と現在の保険証を持ってお越しください。

### ●「無料の特定健診」で健康チェック！

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の兆候を発見する検査（特定健診）を実施しています。生活習慣病は自覚症状がなく、気付かないうちに病気が進行します。早期発見・早期治療のために、年に1回「特定健診」を受診しましょう。

### ●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間のすぎた新薬（先発医薬品）と同等の有効成分を持った安価な処方薬（医療用医薬品）です。安価な理由は、新薬で膨大にかかる開発費を低く抑えられるためです。

### ●パートなど短時間労働者の方も、厚生年金や社会保険に加入できる場合があります

社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。

### ■問合せ＝国保の制度、給付、被保険者証について

保険税の計算について

口座振替、納税相談について

特定健康診査の内容、受付について

医療保険課国保係 ☎(20)3024

市民税課税政係 ☎(20)3007

収納課 ☎(20)3010

健康増進課成人保健係 ☎(24)5770

